

漁業者資材供給事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この補助金は、令和6年能登半島地震により課題となっている、能登地方の港における氷や燃油の確保の取組を支援し漁業者の操業の再開・継続を推進する漁業者資材供給事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該事象を行う者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとする。

(交付に係る規則)

第2条 この補助金の交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及び石川県水産業関係事業補助金交付要綱に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(事業実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、石川県漁業協同組合とする。

(事業種類)

第4条 この補助金にかかる事業の内容は令和6年能登半島地震発災以降に実施する氷及び燃油の確保とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税

に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(指令前着工)

第7条 事業の実施において特別な理由がある場合は、交付決定前の指令前着工を認めることがある。

2 前項の指令前着工を実施する場合は、補助事業者が事前に水産課と協議しなければならない。

(事業の変更)

第8条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とし、補助事業者はすみやかに水産課に別記様式第2号のほか必要書類を提出しなければならない。

一 事業種目相互間における経費の30%を超える増減

(概算払い)

第9条 知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払をすることができ、別記様式第3号による補助金概算払請求書を提出しなければならない。概算払は、交付決定額の80%以内で1回に限り請求できるものとする。

(事業の遂行状況の報告)

第10条 事業実施期間中に規則第11条に基づく事業の遂行状況報告書の提出を求められた場合、補助事業者はすみやかに水産課に別記様式第4号のほか必要書類を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に基づく事業実績報告書は、事業が完了した日から1ヶ月または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号により、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告書の提出にあたり、第5条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿書類等の保管)

第13条 補助事業者は、補助金にかかる帳簿書類等を、補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附則

この要領は、令和6年3月11日から施行する。